

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の基本方針

第 2 章 計画の前提条件

第 3 章 防災関係機関の業務大綱

第 4 章 市民等の役割

第 5 章 減災目標

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第1章 計画の基本方針

第1節 計画の目的

川口市地域防災計画は、本市の地域に係る災害について、予防計画、応急計画、復旧・復興計画などに関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川口市防災会議が定めたものである。

本計画は、内閣府に設置する中央防災会議が策定する防災基本計画、埼玉県地域防災計画、川口市総合計画及び川口市国土強靱化地域計画、指定行政機関や指定公共機関が策定する防災業務計画と整合を図るとともに、計画の内容については毎年度検討を加え、必要に応じて修正を行う。

なお、災害対策基本法に定められている国、県、市の防災計画の体系は次のとおりである。

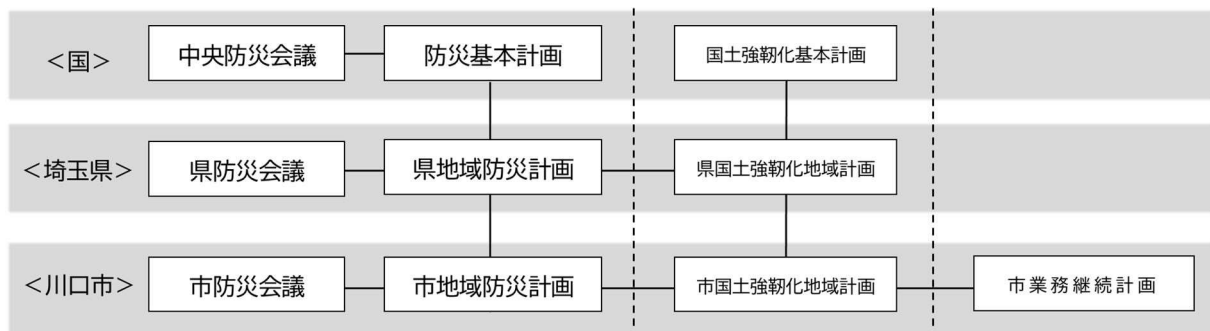


図 災害対策基本法に定められた国・県・市の防災計画の体系

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第3節 他計画との関連

1. 他計画との整合及び連携

本計画は、県が策定する地域防災計画及び指定行政機関・指定公共機関が策定する防災業務計画と整合を図り、川口市国土強靱化地域計画や川口市業務継続計画（BCP）など、本市の他計画などにおける防災関係の対策とも相互に整合性を保ち、連携する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第4節 計画の基本概念

本市では、平成28年（2016年）4月に令和7年（2025年）を目標年次とした「第5次川口市総合計画」を川口市自治基本条例の趣旨を尊重しつつ策定している。

この計画における基本構想では、本市がめざすべき姿の一つとして『誰もが“安全で快適に暮らせるまち”』を掲げており、基本計画においては、基本計画各論において『誰もが“安全で快適に暮らせるまち”』の実現に向けた基本方針、施策及び目標指標も定められている。

特に「さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり」（基本計画各論 めざす姿Ⅴ 施策4）においては、「防災対策の充実」を施策の一つとするとともに、防災訓練参加者数を106,490人（令和7年度）にする目標指標を設定している。

【第5次川口市総合計画】

- 将来都市像 人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口
- めざす姿 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
- 施策 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり

○基本方針

あらゆる危機から市民の生命と財産を守るため、体制の充実・強化を図るとともに、市民の防災・防犯意識を高め、市民と行政が一体となって危機に強いまちをつくります。

○主な取り組み（防災対策の充実）

危機管理対応力の強化や避難所などの防災施設整備の推進といった「公助」に加え、自ら命を守る「自助」や地域住民で助け合う「共助」による防災のまちづくりをさらに推進するため、地震や水害等の大規模災害の発生を想定した防災訓練の実施や防災意識の啓発、自主防災組織への支援といった取り組みを行います。

このような考えのもと、本市の最上位計画である「第5次川口市総合計画」に示された防災に関する基本方針等を踏まえ、本計画の基本概念を次のとおり設定した。

【本計画の基本概念】

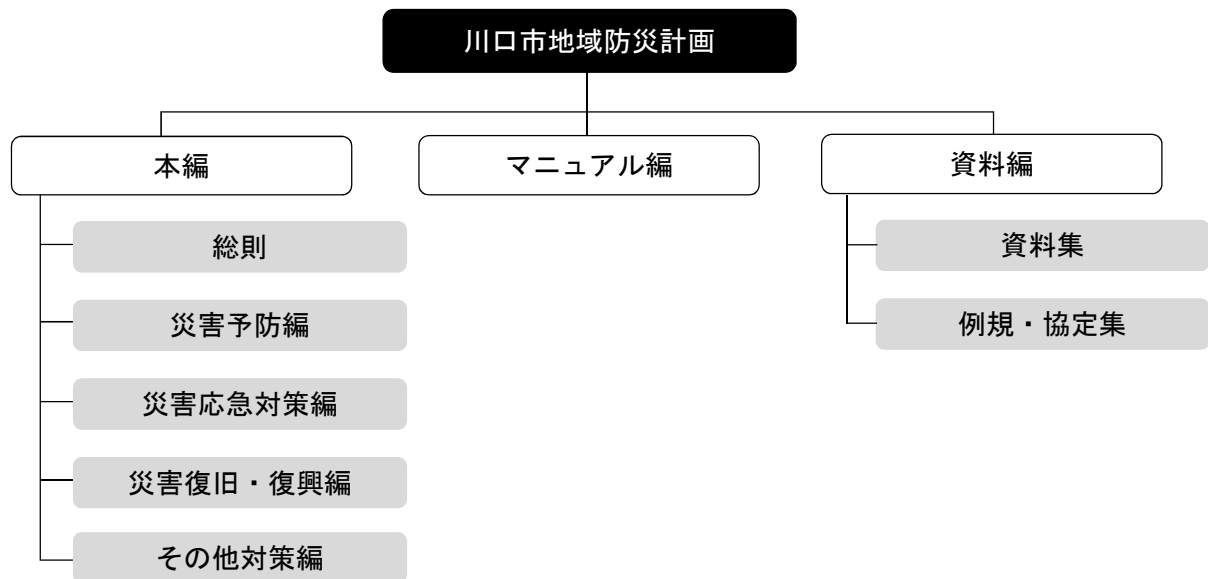
「自助・共助・公助の連携により、誰もが安全に暮らせる防災のまちづくり」

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第5節 計画の構成

本計画は、本市における防災に関する施策や業務について定めたものであり、次のように構成されている。

構成	項目	概要
本編	総則 災害予防編 災害応急対策編 災害復旧・復興編 その他対策編	災害対策基本法に基づき、本市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの
マニュアル編	-	地域防災計画の災害応急対策における、章～節ごとの業務の中身、各業務の具体目標を示したもの
資料編	資料集	災害対応業務において、参照すべき情報・資料・様式・本編補足などをとりまとめたもの
	例規・協定集	災害対応業務に関する条例・要領・規程などをとりまとめたもの

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第6節 計画の使い方

1. 平常時の運用

本市の関係部局は、本計画に基づき、地震や風水害等の各種災害への備えに関する施策・事業を進める。

また、発災時の応急活動を速やかに展開できるよう、マニュアルなどを事前に整備する。

2. 発災時の運用

発災時には、本計画を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

3. 計画の修正

本計画を常に実情に沿ったものとするため、次のような社会情勢の変化等に応じて、災害対策基本法第42条の規定に基づき、川口市防災会議において毎年度検討を加え必要な修正を行う。また、必要があると認めるときは、随時速やかに修正する。

- 国内における大規模災害等で得られた教訓
- 地域に係わる社会情勢の変化
- 関連法令の改正
- 県地域防災計画などの修正

4. 計画の習熟

本市の職員及び指定行政機関・指定公共機関並びにその他防災に関する重要な施設管理者等は、本計画の遂行にあたり、それぞれの責務が十分果たせるように、平常時自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練の実施又はその他の方法により、本計画の習熟に努める。

5. 計画の周知

本計画の特に必要と認める事項については、広く市民に対し周知徹底を図り、もって市の防災力向上に寄与するよう努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第2章 計画の前提条件

第1節 自然条件

1. 位置

本市は県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接している。県内では戸田市・蕨市・越谷市・草加市・さいたま市の各市に接している。また、本市の大部分が都心から10~20km圏内に含まれており、東京都との関わりが強いエリアである。

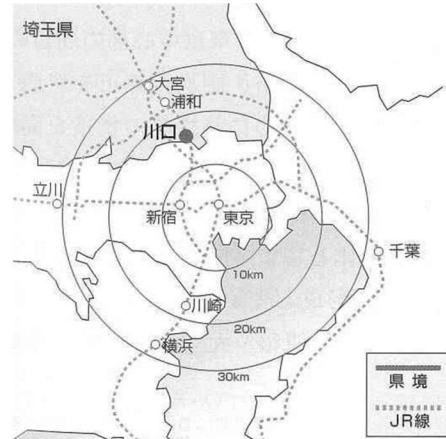


図 川口市の位置図

2. 地形・地質

本市の区域は、東西に10.2km、南北に11.8km、面積61.95 km²である。

地形は、芝川の西部が荒川低地と呼ばれる標高3m内外の沖積低地で、芝川の東部は大宮台地の一部である標高12~20mの安行台地である。また、安行台地の東側は、標高4~5mの中川低地と呼ばれる沖積低地となっている。

荒川低地の地質は、最終氷河期の海面低下時に台地が侵食されて形成された侵食谷に堆積物が堆積してできたもので、粘性土と砂質土が主体である。

荒川の流路の変化に伴って氾濫平野（自然堤防、後背湿地、旧河道の低湿地）が形成されているが、市街化が進むにつれて微地形は判断しにくくなっている。

台地は、芝川と綾瀬川との間に分布する安行台地と、芝川の西側で旧浦和市との境の一部が大宮台地に属する。大宮台地は、表層にローム層が分布し、その下にローム質粘土、洪積世粘土及び砂質土（いずれも東京層）が分布する。

また、大宮台地の最南端に位置する鳩ヶ谷支台は小さな谷により開析されて、樹枝状の溺れ谷が発達している。このような溺れ谷では、腐植土と呼ばれる特殊な地層が分布し、軟弱地盤を形成している。

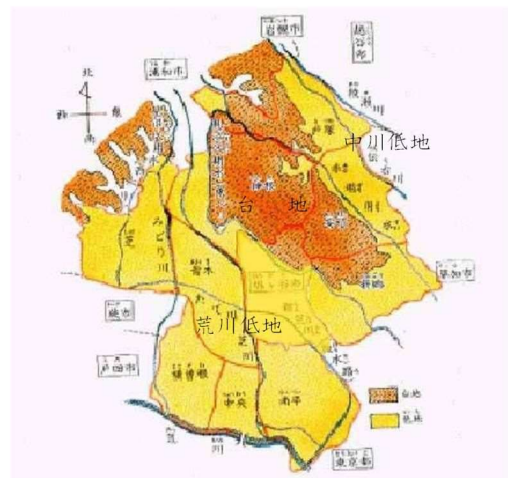


図 市の地形

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

中川低地は、安行台地の東側に分布しており、中川の自然堤防はわずかでほとんどが氾濫平野である。荒川低地との違いは、標高が多少高いことと、砂の含有量がやや少ないことである。

3. 気象

本市の平均気温は約 16℃で、夏は最高気温が 35℃を超えることもあり、冬は氷点下になる日もある。年間降水量の平均は約 1,400 mmである。

4. 河川・水路

市内を流れる河川は、荒川水系と利根川水系の 2 水系に分けられる。

荒川水系は、荒川下流河川事務所が管理する 1 級河川として①荒川（笹目橋から河口まで）と、県が管理する 1 級河川として②芝川、③新芝川、④藤右衛門川、⑤藤右衛門川放水路、⑥豎川、⑦緑川、⑧菖蒲川がある。

荒川は、本市の南端を流下し、岩淵水門で隅田川と分岐する。さらにその先の荒川放水路は領家地先において芝川・新芝川が合流している。

芝川は、その源を桶川市に発し、県央地区の主要市街地を貫流し、その排水を受け持つ重要な都市河川である。市内では網代橋上流にて藤右衛門川及び藤右衛門川放水路が合流し、さらに南下して上青木橋付近で豎川が合流している。

新芝川は、芝川と豎川との合流点から東方に迂回し、東京都境付近を流下し、芝川水門に至る放水路として整備されたものである。

緑川は、本市の西側を流れ、緑町で菖蒲川と合流し、三領水門で荒川に合流する河川であり、隣接する蕨市、戸田市の都市排水の一部を集流している。

一方、利根川水系は、県が管理する 1 級河川として、⑨綾瀬川、⑩伝右川、⑪毛長川、⑫辰井川がある。

綾瀬川は、桶川市を源として、本市東部境界を南東に向かって流下し、草加市、八潮市を経て中川に合流している。

伝右川は、さいたま市岩槻区に源を発し、綾瀬川と平行して流下し、草加市に入って綾瀬川に合流している。

毛長川は、安行慈林から発して、市内を南下し、草加市と足立区境を東に流れ、綾瀬川に合流している。また、起点において準用河川である江川・前野宿川を流入している。

辰井川は、東本郷を起点とし、新郷地内を東に流れ、草加市内で毛長川に流入している。また、本市が管理する準用河川は、江川、笹根川、前野宿川、永堀川がある。

水路の代表としては、1728 年に完成した利根川の水を行田市中条で取り入れて南下する見沼代用水がある。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

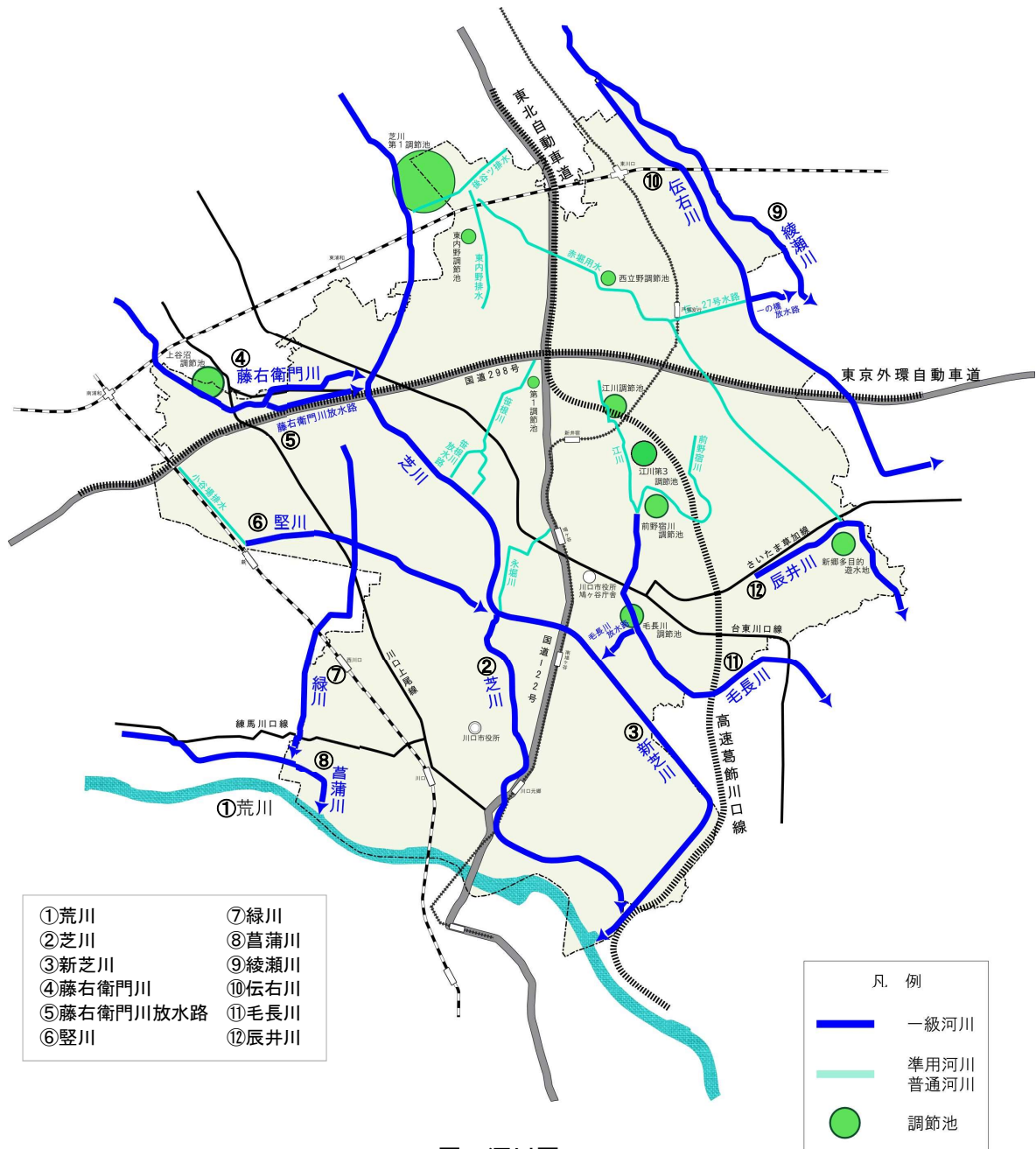


図 河川図

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第2節 社会条件

1. 人的条件

1-1. 総人口

令和6年1月1日における本市の総人口は606,315人、世帯数は302,335世帯である。

将来人口推計では、本市の人口は2030年をピークに減少に転じ、2045年には人口が597,854人、世帯数が304,766世帯となると想定されている。

➤ 人口推計の詳細については資料編参照

1-2. 昼間・夜間人口

本市の昼夜人口、及び15歳以上の就業者及び通学者数を、国勢調査結果に基づき、次の表に整理した。

これによると、昼間人口は490,197人、夜間人口は594,274人（令和2年国勢調査）、夜間人口に対する昼間人口の割合は82.5%と、本市から市外へ流出する人口のほうが、市外から流入する人口よりも多い。

また、本市の就業者及び通学者の総数は345,270人、そのうち約49.6%にあたる171,124人が市外で就業・通学している。

表 市の昼夜間人口

年	夜間人口	昼間人口	差引増減	昼夜間人口比率
平成22年	561,506	465,113	△96,393	82.8%
平成27年	578,112	473,778	△104,334	82.0%
令和2年	594,274	490,197	△104,077	82.5%

資料：国勢調査

➤ 常住地による就業者・通学者の詳細については資料編参照

1-3. 要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、これまで「要援護者」とされていた対象者の名称が、次の「要配慮者」、「避難行動要支援者」の2つに分かれている。

(1) 要配慮者

災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている（法第8条第2項15号）。災害時においては、人工呼吸器使用者や人工透析患者など医療ニーズの高いかた、妊産婦、外国人なども想定されることから、要配慮者の区分は次のとおりとする。

- 高齢者及び乳幼児、妊産婦
- 日常から介護及び保護が必要な者で、避難行動に必要な支援の内容や方法などについて事前の把握が容易な者

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

- ・傷病者、障害者及び要介護認定者
- ・旅行者
- ・外国人

表 要配慮者となる人数

項目	人数	備考
65歳以上人口	139,482人	令和7年10月1日現在
75歳以上の単身高齢者	16,351人	令和6年10月1日現在
身体障害者手帳所持者（1～3級）	9,791人	令和7年9月末現在
療育手帳所持者（㊤・A・B）	4,754人	令和7年9月末現在
精神障害者保健福祉手帳所持者（1・2級）	4,812人	令和7年9月末現在
要介護認定者数 （要支援1・2及び要介護1～5）	26,909人	令和7年9月末現在
外国人	52,349人	令和7年10月1日現在

(2) 避難行動要支援者

災害対策基本法では「市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その迅速かつ円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者」と定義されている（法第49条の10）。本市における避難行動要支援者の区分は次のとおりとする。

- ア 市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な在宅者で、次のいずれかに該当する者のみで世帯を構成する者
- (ア) 65歳以上の高齢者
 - (イ) 次のいずれかの障害者手帳を所持する者
 - ・身体障害者手帳1～3級
 - ・療育手帳㊤・A・B
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
 - (ウ) 介護保険による要介護認定において、要介護3～5の認定を受けた者
 - (エ) 指定難病医療受給者証を所持し、日常生活において補助が必要な者
 - (オ) 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療継続者を除く重症患者認定を受けている者
- イ 上記アに掲げる者のほか、特に市長が必要と認めたる者

2. 建築物

本市の町丁目別固定資産台帳データ（令和4年度）を用いて、市全体の建築物の現状を整理した結果、市内には16万4,443棟の建築物があり、そのうち12万3,529棟が木造建築物、4万914棟が非木造建築物である。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

建築物の耐震基準は昭和56年6月1日に大きく改正されたことから、改正以前の建築物を旧耐震基準、これ以降を新耐震基準と区分している。平成7年の阪神・淡路大震災においては倒壊した建築物の多くが旧耐震基準の建築物であったといわれている。

令和4年のデータでは、市内の建築物における新耐震基準の割合は、木造建築物69%、非木造建築物79%であり、平成17年と比較すると木造建築物は14%、非木造建築物は8%増えていることから耐震化が進んだといえる。しかし、木造・非木造を合わせて4万6,065棟の建築物は旧耐震基準のものであり、地震の揺れによる被害が予想される。

また、木造建築物においては平成12年6月1日の建築基準法一部改正に伴い、耐震性能がさらに向上された。平成28年の熊本地震では旧耐震基準だけではなく、平成12年以前に建築された新耐震基準の木造建築物においても倒壊等の被害が確認されている。市内には平成12年以前に建築された新耐震基準の木造建築物が4万1,070棟あることから、旧耐震基準のものと合わせて、地震の揺れによる被害が予想される。

表 市内の建築物に関するデータ

項 目		データ	構成比
木造	旧築年（1962年以前）	4,982 棟	4 %
	中築年①（1963～71年）	11,824 棟	10 %
	中築年②（1972～80年）	20,544 棟	17 %
	新築年①（1981～2001年）	41,070 棟	33 %
	新築年②（2002年以降）	45,109 棟	36 %
	全木造建物数	123,529 棟	100 %
非木造	旧築年（1971年以前）	2,688 棟	6 %
	中築年（1972～80年）	6,027 棟	15 %
	新築年（1981年以降）	32,199 棟	79 %
	全非木造建物数	40,914 棟	100 %
全建物数		164,443 棟	
木造建物面積比 ^{*1)}		11 %	
非耐火造率 ^{*2)}		88 %	
可燃領域率 ^{*3)}		17 %	

注1：木造建物面積比＝木造面積合計／町丁目面積合計

注2：非耐火造率＝1－（耐火建物数＋準耐火建物数）／全建物数

注3：可燃領域率＝（木造建物面積＋1,2階非木造建物面積）／町丁目面積＝1－不燃領域率

※建築基準法により耐震性能が改訂された年代は次のとおり。

- ・昭和36年（1961年）：建築基準法第3次改正
- ・昭和46年（1971年）：建築基準法施行令改正（帯筋基準の強化）
- ・昭和56年（1981年）：建築基準法施行令改正（耐震設計第2次設計法導入）
- ・平成12年（2000年）：建築基準法施行令改正

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

3. 交通

3-1. 道路

市内には、南北に国道 122 号、東西に国道 298 号があり、主要地方道川口上尾線（産業道路）・さいたま川口線（第二産業道路）などの県道が 19 路線、さらに市道は 6,685 路線があり、総延長は 1,322.6km である。

また、首都高速川口線や東京外環自動車道、東北自動車道といった高速道路が通っている。市内には首都高速川口線の出入口ランプのほか、東京外環自動車道のインターチェンジ、東北自動車道の起点となっている川口ジャンクションがあり、広域物流に大きな役割を果たしている。

表 市内を通る道路の現状
(国道、県道：令和 5 年 4 月 1 日現在、市道：令和 7 年 4 月 1 日現在)

国道		県道		市道			合計
路線数	延長 (km)	路線数	延長 (km)	路線数	延長 (km)	舗装率 (%)	延長 (km)
2	18.3	19	72.0	6,685	1,232.3	93.7	1,322.6

3-2. 鉄道

市内には JR 京浜東北線、JR 武蔵野線、埼玉高速鉄道線に 9 つの駅があり、令和 6 年度の 1 日平均の乗車人員は合計で約 23 万 3 千人となっている。

中でも、JR 京浜東北線川口駅は 1 日平均の乗車人員が約 7 万 5 千人と最も多く、西川口駅は 1 日あたり約 5 万 5 千人の乗車人員がある。

表 市内 9 駅の利用状況

(令和 6 年度)

路線名	駅名	年間乗車人員		1 日平均	
		総数 (人)	うち定期券 利用者 (人)	乗車人員 (人)	うち定期券 利用者 (人)
JR 京浜東北線	川口駅	27,397,000	17,420,000	75,061	47,726
	西川口駅	20,066,000	12,706,000	54,974	34,810
JR 武蔵野線	東川口駅	13,873,000	9,168,000	38,007	25,117
埼玉高速鉄道線	川口元郷駅	3,973,000	2,560,000	10,884	7,013
	南鳩ヶ谷駅	3,107,000	2,079,000	8,511	5,697
	鳩ヶ谷駅	4,377,000	2,846,000	11,993	7,796
	新井宿駅	2,274,000	1,475,000	6,230	4,041
	戸塚安行駅	3,197,000	2,025,000	8,758	5,549
	東川口駅	6,726,000	4,032,000	18,427	11,046
合計		84,990,000	54,311,000	232,845	148,795

注：年間乗車人員は、百の位で四捨五入

資料：JR 東日本大宮支社 埼玉高速鉄道

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

3-3. 橋りょう及び地下道

市内の橋りょうは、荒川に架かる新荒川大橋のほか、旧芝川の榎木橋、新芝川の山王橋、菖蒲川の緑橋、緑川の鬼澤橋など、多くの橋りょうがある。

鉄道に架かる陸橋は、JR 京浜東北線に川口陸橋や西川口陸橋、川口蕨陸橋、芝陸橋、JR 武蔵野線に差間陸橋等がある。また、東北自動車道に架かる陸橋は石神陸橋ほか5箇所ある。

さらに地下道については、JR 京浜東北線の並木町地下道や寿町第二地下道、リアパークトンネル、国道122号と交差するさいたま川口線（第二産業道路）の鳩ヶ谷地下道などがある。

4. 土地利用状況

4-1. 土地利用の変遷

本市は、神根地区の一部や荒川河川敷などを除いた地域が全て市街化区域となっている。

その形成過程は、日光御成街道の宿駅として、また江戸の消費を支える物資の生産地として、荒川や芝川の沿岸地域である本市の南部に市街地が形成されはじめ、鉄道の開通とともに鉄道沿線にも市街化が進んできた。特に昭和30年以降の経済の高度成長期には、芝地区、青木地区、鳩ヶ谷地区、新郷地区で市街地が拡大した。

その後、JR 武蔵野線東川口駅の開業とともに戸塚地区での土地区画整理事業の実施により新市街地が形成され、平成13年の埼玉高速鉄道線の開業を契機に、駅周辺道路や市街地の整備が進められている。

4-2. 公共空地

本市で避難場所等として利用できる公共空地の状況は、次のとおりである。大規模な災害が発生した場合、応急活動や復旧活動で空地等を使用するため、影響が出ることが予想される。

表 市内の公共空地（避難場所）

避難場所等の種類	施設数	施設面積（㎡）	収容可能人数 ^{注1）} （人）	備考
広域避難場所 ^{注2）}	2	1,318,293	659,146	
一次避難場所 ^{注3）}	15	640,059	320,029	
一とき避難広場 ^{注4）}	375	3,116,776	1,558,388	
合計	392	5,075,128	2,537,564	
市民1人あたりの公共空地面積：約8.4㎡/人				

注1：収容可能人数＝施設面積÷2㎡（各施設少数点第一位以下切り捨て）

注2：広域避難場所：10万㎡以上の大規模な避難場所：グリーンセンター及び荒川河川敷

注3：一次避難場所：身体と生命の安全を相当程度に確保できる場所：青木町公園やオートレース場等

注4：一とき避難広場：ひとまず避難して災害の推移を見定めつつ身の安全を図る場所

：広域避難場所及び一次避難場所を除く公園や小学校・中学校・高校の校庭

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

4-3. 区域区分及び用途地域

本市における都市計画区域面積 6,195ha のうち、5,467ha (88.2%) が市街化区域であり、用途地域別の面積では、住居系 69.3%、商業系 4.9%、工業系 25.8%となっている。

また、市街地における火災の危険を防ぐために、容積率の高い商業地域や空地率が低く建ぺい率の高い地域、住宅と工場の混在する地域などにおいて、防火地域や準防火地域が指定されている。防火地域や準防火地域に指定されると、一定規模以上の建築物は耐火建築物にすることが求められることから、火災の延焼を防止するなど、地域の防災性向上が期待される。

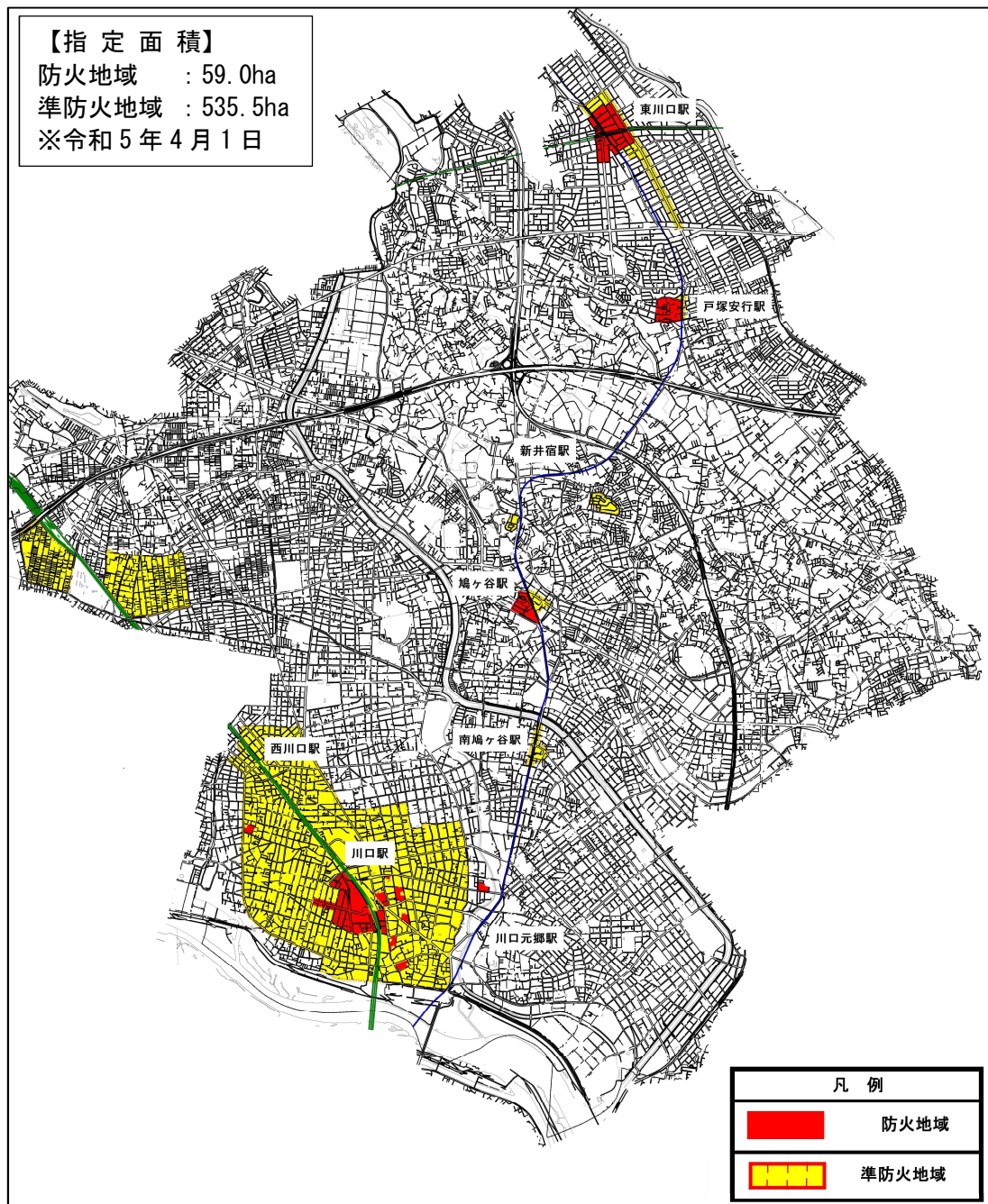


図 防火地域及び準防火地域の区域

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第3節 災害履歴

1. 災害履歴の概要

県内で被害をもたらした地震、市内で被害が発生した水害及び焼失面積 1,000 m²以上の大規模火災の概要は、次のとおりである。

表 県・市の災害履歴集計（令和4年時点）

災害の種類	災害の特徴
地震災害 ^{注1)}	<ul style="list-style-type: none"> 県内で被害が発生した地震は平安時代以降 25 回。内訳は平安時代に 2 回、江戸時代に 8 回、明治時代に 2 回、大正時代に 2 回、昭和時代に 3 回、平成時代に 8 回。 約 1,200 年間で 25 回の地震災害が発生している。 地震のマグニチュードは 5.1 から 9.0、震度は概ね 4 から 5 強。
風水害 ^{注2)}	<ul style="list-style-type: none"> 市内で台風や集中豪雨により発生した水害は昭和 33 年以降 84 回。 65 年間で 84 回の水害が発生している。 時間雨量 20mm が 3 時間程度継続した場合に発生している。 内水被害による床上浸水被害は、15 年間で 528 件発生している。
火災被害 ^{注3)}	<ul style="list-style-type: none"> 市内で発生した大規模な火災は昭和 21 年以降の 77 年間で 34 回。

注1：地震災害は、平安時代以降の災害履歴のうち県内で被害が発生したものを対象。

注2：風水害は、昭和 33 年以降の災害履歴のうち市内で被害が発生した主に床下浸水以上を対象。

注3：火災被害は、昭和 21 年以降の災害履歴のうち市内で被害が発生した焼失面積 1,000 m²以上を対象。

2. 地震災害の履歴

県内で被害をもたらした地震は、平安時代以降約 1,200 年間に 25 回発生している。

市内での被害の発生が明らかになっている地震としては、1894 年 6 月の東京湾北部を震源とした地震（東京地震・M7.0）、1923 年 9 月の関東南部を震源とした関東地震（関東大震災）がある。

川口市史（通史編下巻）によると、関東大震災による本市の被害は、家屋の全壊が 1,804 戸、半壊が 1,501 戸、死傷者 99 人であったとされている。鋳物工場が軒を並べる旧川口町では、全半壊の家屋が 1,519 戸で、2 戸に 1 戸の割合で全壊又は半壊、死傷者は 34 人となったと記述されている。

さらに、2011 年 3 月に発生した東日本大震災では、本市でも震度 5 強を記録した。

➤ 地震災害の履歴の詳細については資料編参照

3. 風水害の履歴

本市は、南の荒川低地、東の中川低地、台地内の開析谷といった低地が多く、台風や集中豪雨により、たびたび水害に見舞われてきた歴史がある。

川口市史（通史編下巻）によると、明治時代には荒川堤防の決壊、氾濫などが 10 回発生し、特に明治 43 年の荒川の大洪水では県内で 249 人の死者が出たと記録されている。市内でも旧横曽根

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

村で荒川の堤防が決壊したほか、綾瀬川の旧戸塚村付近でも堤防が決壊するとともに、芝川の堤防破損・決壊は10数箇所にとどまらずに及んだとされている。

明治40年及び43年の大洪水をきっかけとして、荒川放水路の整備が始まり、岩淵水門から東京湾河口までの荒川放水路が昭和5年に完成した。また、赤羽鉄橋から上流部についても、川幅の拡幅や新堤の整備、調整池の整備が行われ、平成15年に荒川第一調整池（彩湖等）も完成している。

市内には荒川の支川やそれに連なる排水路が多く、荒川が増水した場合の逆流に備えて排水箇所に樋管を設けていたが、樋管を閉鎖すると市内にある支川や排水路が溢水してしまうという問題があった。

こうした問題に対応するために、三領水門と貯水池（旧横曽根村・現緑川落口・昭和16年完成）や芝川放水路（新芝川・昭和40年9月完成）といった河川改修事業が進められてきた。

特に芝川放水路（新芝川）は、上青木から領家までの放水路を掘削し、領家地内から排水ポンプで荒川に放水する事業であり、昭和32年に水路掘削工事が本格化した。

しかし、芝川放水路完成後も水害は発生している。急激な地盤沈下や上流地域の急速な都市化により、雨水が芝川・新芝川に集中し、処理能力を上回ったためであり、昭和41年6月に大洪水（浸水家屋約4万戸）などの被害があった。近年では令和元年東日本台風により、床上浸水91件、床下浸水53件の被害が発生している。

その後も継続して、調整池の整備や排水機場の能力向上など洪水被害の軽減に努めてきた。

➤ 風水害の履歴の詳細については資料編参照

4. 土砂災害の履歴

近年では令和元年東日本台風により、鳩ヶ谷地区の2箇所において土砂災害が発生している。

5. 大規模火災の履歴

市内で焼失面積が1,000㎡以上の大規模な火災は、昭和21年以降の77年間に34回発生している。

➤ 大規模災害の履歴の詳細については資料編参照

6. その他の災害の履歴

その他の災害としては、危険物災害、放射性物質事故災害、航空機事故災害、道路災害、雑踏事故災害、雪害、鉄道事故災害、広域停電事故、広域断水、濁水、竜巻等突風災害等が想定されるが、現在まで市民生活に支障をきたす発生履歴はない。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第4節 被害の想定

1. 地震による被害想定

1-1. 国の地震想定

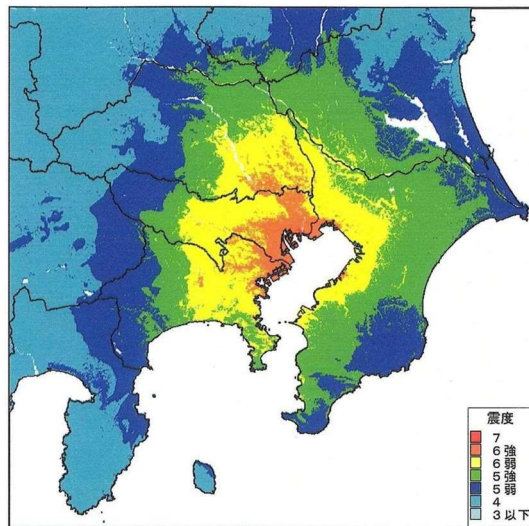
中央防災会議防災対策推進検討会議首都直下地震対策検討ワーキンググループは、平成 25 年 12 月に首都直下地震の被害想定を報告している。首都直下の地震として 19 タイプの地震を対象に検討し、このうち、「都心南部直下地震」がある程度切迫性が高いこと、都心部のゆれが強いこと、強い揺れの分布が広域的に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していく上での中心的な地震としている。

また、検討対象の 19 地震に対して、甚大な被害が予想される地域の「目安」として震度 6 弱以上の市町村を公表している。本市の場合には、次に示す地震で震度 6 弱以上のゆれが発生することが予想されており、都心南部直下地震における市内の最大震度は、震度 6 強と想定されている。

表 川口市において震度 6 弱以上が予想されている地震

想定地震	地震の規模	想定地震	地震の規模
都心南部直下地震	M7.3	立川断層帯の地震	M7.1
都心東部直下地震	M7.3	茨城県南部地震	M7.3
都心西部直下地震	M7.3	茨城・埼玉県境地震	M7.3
関東平野北西縁断層帯の地震	M6.9	さいたま市直下地震	M6.8

注：地震の規模はモーメントマグニチュードの値



資料：中央防災会議防災対策推進検討会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告書（平成 25 年 12 月）

図 都心南部直下地震の震度分布

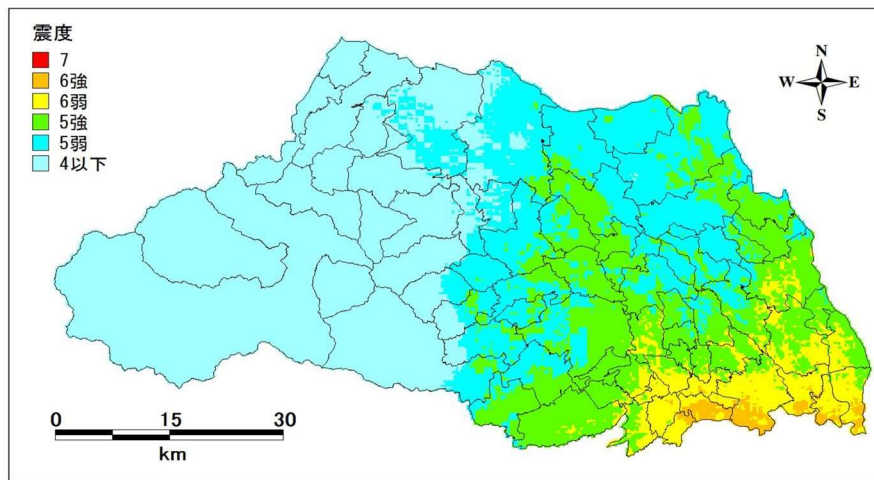
第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

1-2. 県の地震想定

県では、平成 25 年度に最新の科学的知見や過去の被害地震を踏まえ、5 つの地震（東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震）を設定し、検証を行った。首都圏に甚大な被害が想定される東京湾北部地震（海溝型地震）については、震源の深さが従来の想定より浅いという知見及び地下構造の研究成果を反映して検証を行っている。

これら地震の検証の結果、5 つの地震のうち本市における最大震度は、東京湾北部地震による震度 6 強となっている。

本市では、南部で震度 6 強となる範囲が集中している。



資料：埼玉県地震被害想定調査結果（第1次報告 平成 25 年 8 月）

図 東京湾北部地震：マグニチュード 7.3

表 5 つの想定地震の概要

地震のタイプ	想定地震	地震の規模	想定のお考え方
海溝型地震	東京湾北部地震	M7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する知見を反映。
	茨城県南部地震	M7.3	※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	M8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる大規模地震を想定（相模湾～房総沖）。 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	M7.4	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定。 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	M6.8	最新の知見に基づく震源条件により検証。 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注：※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照

注：地震の規模はモーメントマグニチュードの値

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

1-3. 市の地震想定

(1) 震度の設定

市の地震被害想定は、令和4年度の「川口市防災アセスメント調査」（以下「防災アセスメント調査(令和4年度)」という)において、実施している。

また、被害想定で用いる震度は、想定する地震から推定される最大規模の震度を基準としており、この最大規模の震度が市内の観測点（青木二丁目）で観測された場合の震度分布を用いて被害想定を行っている。

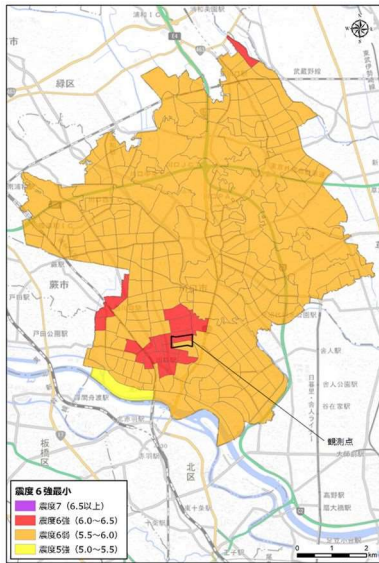


図 震度分布図(震度6強最小)

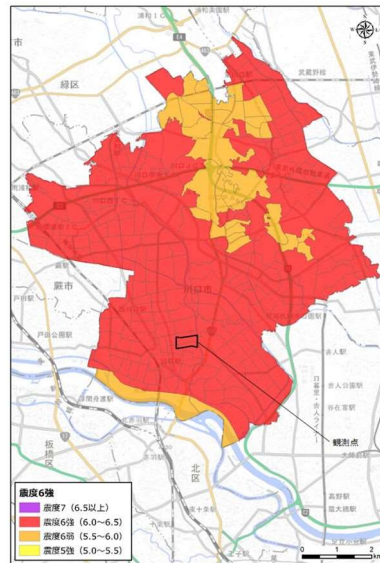


図 震度分布図(震度6強)

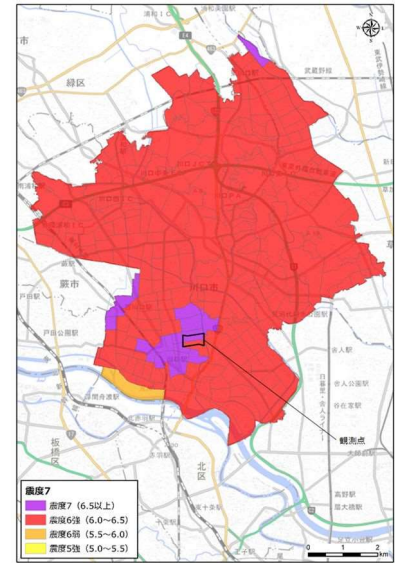


図 震度分布図(震度7)

出展：川口市防災アセスメント調査（令和4年度）

(2) 被害想定

地震被害想定結果は、大きな被害が想定される「冬の18時、風速7m/s」の条件を設定し、次の資料に基づき実施した。

- ・中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定項目及び手法の概要」（平成25年12月）
- ・中央防災会議「地震被害想定支援マニュアル（平成13年10月10日）」
- ・平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

表 地震被害の想定

項目			被害想定数 (冬 18 時、風速 7m/s)			
			震度 6 強最小	震度 6 強	震度 7	
建物被害	木造	ゆれによる	全壊数	1,945 棟	7,615 棟	19,138 棟
			全壊率	1.6%	6.2%	15.5%
			半壊数	11,530 棟	19,694 棟	24,075 棟
			半壊率	9.3%	15.9%	19.5%
		液状化による	全壊数	972 棟	921 棟	821 棟
			半壊数	1,627 棟	1,506 棟	1,449 棟
		急傾斜地による	全壊数	3 棟	4 棟	5 棟
			半壊数	8 棟	10 棟	11 棟
	非木造	ゆれによる	全壊数	243 棟	753 棟	1,935 棟
			全壊率	0.6%	1.8%	4.7%
			半壊数	1,072 棟	2,282 棟	4,154 棟
			半壊率	2.6%	5.6%	10.2%
		液状化による	全壊数	622 棟	614 棟	595 棟
			半壊数	794 棟	769 棟	731 棟
急傾斜地による		全壊数	1 棟	1 棟	1 棟	
		半壊数	3 棟	3 棟	3 棟	
火災被害			全出火数	45 件	122 件	244 件
			炎上出火数	24 件	66 件	131 件
			焼失数	13,645 棟	35,097 棟	48,676 棟
			焼失率	8%	21%	30%
人的被害	建物倒壊による	死者数	89 人	341 人	856 人	
		負傷者数 (重傷者含む)	1,087 人	2,369 人	4,202 人	
		重傷者数	93 人	341 人	891 人	
		うち屋内転倒等	死者数	1 人	4 人	8 人
			負傷者数 (重傷者含む)	32 人	80 人	145 人
			重傷者数	6 人	17 人	31 人
	火災による	死者数	37 人	461 人	1,800 人	
		負傷者数 (重傷者含む)	373 人	934 人	1,326 人	
		重傷者数	145 人	363 人	514 人	
	急傾斜地内倒壊による	死者数	0 人	0 人	0 人	
		負傷者数 (重傷者含む)	0 人	0 人	0 人	
		重傷者数	0 人	0 人	0 人	
	ブロック塀倒壊による	死者数	0 人	0 人	0 人	
		負傷者数 (重傷者含む)	1 人	4 人	8 人	
		重傷者数	0 人	1 人	3 人	
屋外落下物による	死者数	0 人	0 人	0 人		
	負傷者数 (重傷者含む)	6 人	27 人	68 人		
	重傷者数	0 人	1 人	3 人		

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

項目				被害想定数 (冬18時、風速7m/s)		
				震度6強最小	震度6強	震度7
交通施設被害	道路 (細街路)	幅員3.5m未満	閉塞率	7%	16%	28%
		幅員3.5~5.5m	閉塞率	3%	7%	13%
		幅員5.5~13m	閉塞率	1%	2%	4%
	鉄道 (高架・橋梁区間)	JR京浜東北線	大被害箇所	高架・橋脚なし		
			中小被害箇所	高架・橋脚なし		
		JR武蔵野線	大被害箇所	0.0箇所		
中小被害箇所			2.5箇所			
ライフライン被害	水道	被害箇所数	554,990箇所	1,308,763箇所	1,445,293箇所	
		断水人口(直後)	276,873人	405,703人	426,707人	
		断水率	45.7%	67.0%	70.5%	
	下水道	下水機能支障人口(直後)	155,895人	183,502人	190,486人	
		下水機能支障率	25.7%	30.3%	31.5%	
	電力	電柱被害本数	3,749本	9,513本	14,588本	
		電柱被害率	7.4%	18.7%	28.7%	
		停電世帯数(直後)	93,387世帯	214,916世帯	272,365世帯	
		停電世帯数(1日後)	18,836世帯	48,876世帯	101,398世帯	
		停電世帯数(1週間後)	12,783世帯	33,033世帯	65,637世帯	
	通信	不通回線数	8,713回線	22,067回線	33,130回線	
		通信電柱被害本数	1,752本	4,445本	6,816本	
		携帯電話不通ランク*1)	—	—	C	
	ガス	ガス供給停止率*2)	100%			
	生活支障	避難者数	うち避難所避難者数	15,914人	45,135人	96,139人
うち災害時要配慮者数			9,548人	27,081人	57,683人	
うち災害時要配慮者数			1,581人	4,383人	9,104人	
帰宅困難者		市内に常住し、市外で就業・通学	49,617人			
	市外に常住し、市内で就業・通学	18,060人				
災害廃棄物	建物倒壊廃棄物	261,576t	573,134t	1,224,577t		
	火災廃棄物	895,647t	2,276,770t	3,251,018t		
危険物施設被害	出火	0.0件				
	漏洩	0.5件				
	破損等	7.8件				

*1) 携帯電話不通ランク A: 停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%を超える
 B: 停電率、不通回線率の少なくとも一方が40%を超える
 C: 停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%を超える

*2) 各地域に設置している「地区ガバナ」が震度6程度の地震を感知すると、ガス供給は自動停止するが、ガス管被害がなければ遠隔再稼働が行われ、ガス供給は速やかに再開される。

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

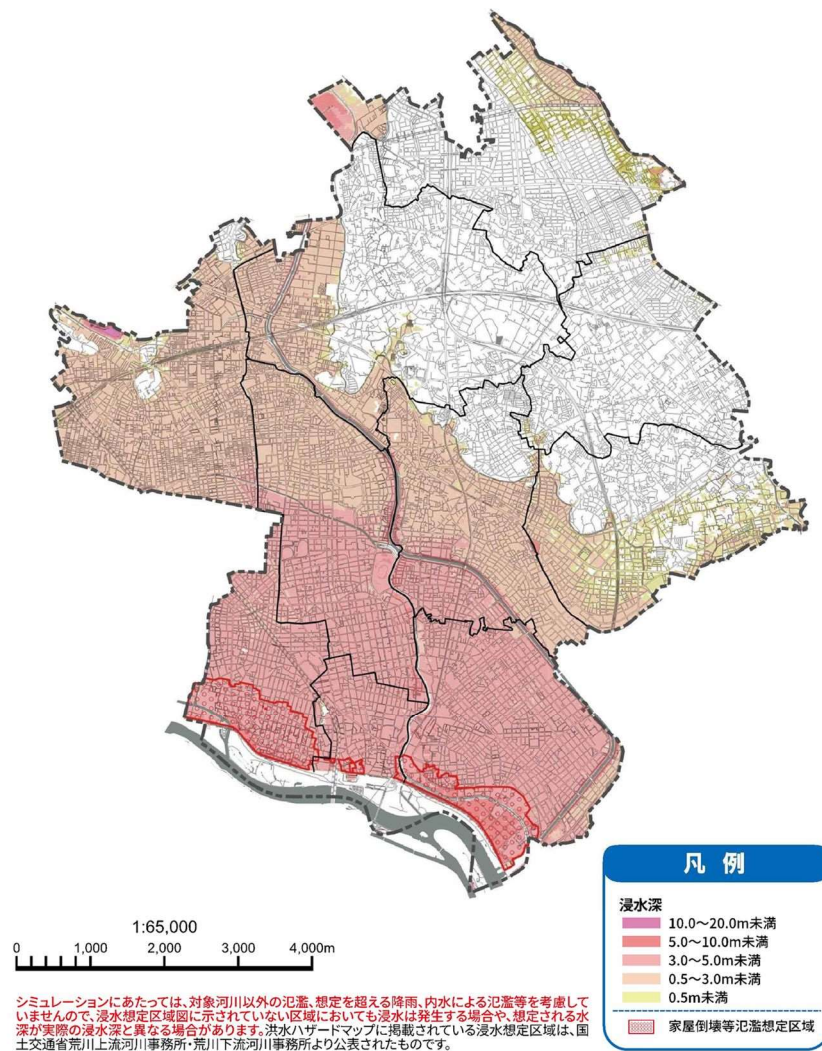
2. 洪水による被害想定

2-1. 国の洪水想定

本市にかかわる洪水想定として、荒川上流・下流河川事務所では、水防法に基づく想定最大規模降雨※により、荒川の堤防が決壊した場合を想定した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」を公表している。

この中で、本市南部が概ね浸水区域となっており、特に、中央地区・横曽根地区・南平地区の全域及び青木地区・鳩ヶ谷地区の南部では、荒川水系の堤防が決壊した場合に想定される水深が5.0～10.0m未満であり、住宅の2階の軒下まで浸水する可能性がある。

※荒川流域の想定最大規模降雨（72時間総雨量）：632mm



資料：関東地方整備局公表資料（荒川浸水想定区域図（荒川下流部版））より作成
図 荒川洪水浸水想定区域図

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

2-2. 県の洪水想定

県土整備部河川砂防課では、浸水が想定される区域や水深等を示す「浸水想定区域図・水害リスク情報図」を作成している。その中で、洪水時に本市に被害を及ぼすと想定される河川は、荒川水系の「芝川・新芝川」、利根川水系の「中川・綾瀬川」であり、また、本市内を流れていないが、堤防が決壊した場合に市内の浸水が想定される河川として、荒川水系の「鴨川・鴻沼川」及び「菖蒲川・笹目川」が該当する。

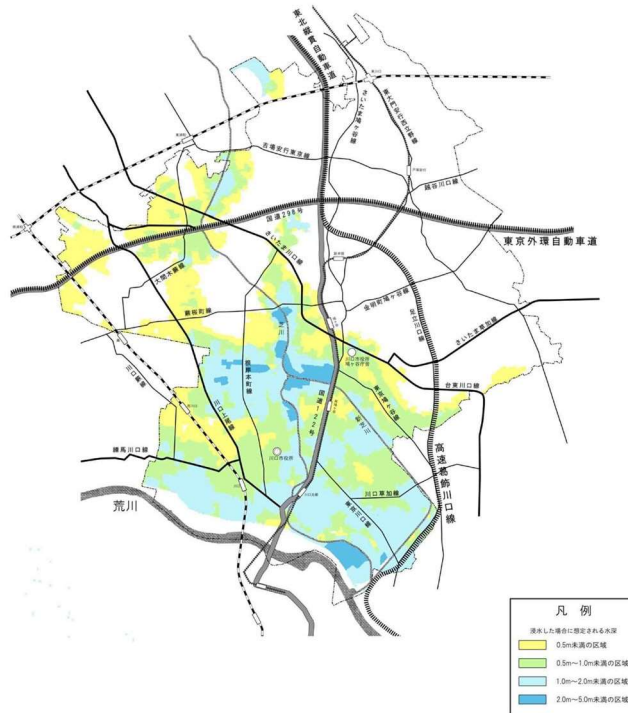
各河川の想定最大規模降雨は、次のとおりである。

表 浸水が想定される河川と想定最大規模降雨

浸水が想定される河川	想定最大規模降雨
芝川・新芝川	48 時間総雨量 839mm
中川・綾瀬川	48 時間総雨量 596mm
鴨川・鴻沼川	24 時間総雨量 674mm
菖蒲川・笹目川	24 時間総雨量 690mm

現在の河道、調節池、放水路などの整備状況を勘案して、想定し得る想定最大規模降雨に伴う洪水により、河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

特に大規模な浸水被害が想定される芝川・新芝川については、芝川境橋より下流の地域で深い浸水が想定されており、特に上青木橋周辺や領家5丁目では 2.0~5.0m の浸水が想定されている。



資料：埼玉県河川砂防課公表資料（荒川水系芝川・新芝川浸水想定区域図）より作成
図 芝川・新芝川浸水想定区域図

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

2-3. 市の洪水想定

(1) 外水氾濫による浸水想定

防災アセスメント調査（令和4年度）では、次の資料を前提条件とし、外水氾濫の被害を想定している。

表 対象河川の管理及び洪水浸水想定区域図

河川	管理者	洪水浸水想定区域図（公表年）
荒川	荒川上流河川事務所	荒川洪水浸水想定区域図（平成30年）
利根川	利根川上流河川事務所	利根川洪水浸水想定区域図（平成29年）
中川	県土整備部河川砂防課	利根川水系中川流域水害リスク情報図（令和2年）
鴨川	県土整備部河川砂防課	荒川水系鴨川流域水害リスク情報図（令和2年）
芝川	県土整備部河川砂防課	荒川水系芝川・新芝川流域水害リスク情報図（令和2年）
笹目川	県土整備部河川砂防課	笹目川水害リスク情報図（令和2年）
菖蒲川	県土整備部河川砂防課	菖蒲川流域水害リスク情報図（令和2年）

表 外水氾濫による洪水被害の想定

項目		被害総定数	
建物被害	木造建物	浸水数	86,194棟
		浸水率	69.8%
	非木造建物	浸水数	33,201棟
		浸水率	80.5%
	全建物	浸水数	119,395棟
		浸水率	72.5%
	地下室建物	浸水数	534棟
		浸水率	62.9%
人的被害	罹災世帯数		147,108世帯
	罹災者数		288,935人
	要配慮罹災者数		44,450人
	帰宅困難者	市内に常住し、市外で就業・通学	49,908人
		市外に常住し、市内で就業・通学	18,319人
災害廃棄物		676,698t	

※この表の数値は対象7河川の全てが同時に氾濫したと想定した際の最大値

(2) 内水氾濫の浸水履歴

内水氾濫による床上浸水被害データと床下浸水被害データと道路冠水被害データ（平成19年～令和3年の15年間）を町丁目ごとに集計し、年平均の浸水被害件数をまとめている。

➤ 内水氾濫災害の履歴の詳細については資料編参照

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

3. 竜巻等突風災害による被害想定

3-1. 竜巻等突風災害の概要

竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発達しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではどの場所においてもその危険がある。

気象庁のデータによると、竜巻発生時の気象条件は、暖気や寒気の移流、寒冷前線、台風、気圧の谷などが多く、9月の台風シーズンばかりでなく、冬場においても寒冷前線の影響で発生している。

平成18年9月には宮崎県延岡市で発生した竜巻により、死者3名、負傷者143名、住宅全壊79棟などの被害が生じ、11月には、北海道佐呂間町で発生した竜巻により、死者9名、負傷者31名、住宅全壊7棟などの被害が発生している。

平成24年5月に茨城県つくば市で発生した竜巻は、国内観測史上最大の藤田スケールF3（5秒間の平均風速70～92m）で、死者1名、負傷者41名、住宅の損壊は1,000棟以上という被害をもたらした。最近では平成25年9月2日午後2時頃越谷市、松伏町、千葉県野田市で竜巻が発生し、64名が負傷、住宅の損壊1,000棟以上の被害をもたらした。さらに9月4日には栃木県鹿沼市、矢板市、9月16日には熊谷市や行田市、滑川町などにおいても竜巻被害が発生した。

人口が密集している地域では、ひとたび竜巻が発生した場合には大きな被害が生じることを示している。

こうした相次ぐ竜巻災害による甚大な被害を踏まえ、国において「竜巻等突風対策検討会」を開催し、「我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方」と「突風災害対策の強化に向けた関係省庁の取り組みと今後の予定」の2点を取りまとめている。

本市としても、竜巻等突風の危険から免れることは不可能であり、上記を踏まえて市ホームページ等で竜巻の予兆や竜巻から身を守る啓発を行っている。

3-2. 被害想定

平成24年5月につくば市等で発生した竜巻による被害状況を見ると、住家被害の人的被害も発生し、救急搬送も集中した。

ライフライン関係では、電線の破断による停電、配水場の停電による水道の断水、固定電話での障害、携帯電話基地局の停波が起きている。

道路・交通関係では、がれきの散乱や電線の垂れ下がりにより一部の道路が通行止めとなった。また、公共施設等の被害では、学校の校舎や体育館の屋根及び窓ガラスが破損する被害が発生している。

農業被害では、ビニールハウス等の損壊や農地の被害があり、ガラス片等のがれきが散乱した農地では、その復旧に多くの労力を要した。

本市においても、住宅が密集していることを考慮すると、藤田スケールF2～F3規模の竜巻が発生した場合には、住家被害、人的被害、ライフライン被害等について大きな被害が想定される。

また、道路・交通被害では、車の横転や事故の多発等による交通障害が想定される。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

4. 大規模火災による被害想定

4-1. 大規模火災被害予測の前提条件

防災アセスメント調査(令和4年度)では、各町丁目において炎上出火が1件発生した場合を前提条件とし、町丁目ごとの焼失棟数を予測している。

また、炎上火災発生時の風速は、2m/s、7m/sの2ケースを想定している。

本計画における大規模火災については、防災アセスメント調査(令和4年度)の被害想定結果を引用する。

4-2. 被害想定

町丁目別の平均の焼失棟数は次のとおりである。現在の耐火造率は12%であり、風速が7m/sの場合、町丁目平均で354棟の家屋が焼失する想定である。

表 焼失棟数の予測結果(町丁目平均)

項目	風速 2m/s	風速 7m/s
焼失数	240 棟	354 棟
焼失率	45.9%	63.7%

5. 放射性物質関連事故による被害想定

市内及び県内には原子力施設(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。)は立地していない。また、本市は、近隣県にある原子力施設の「原子力災害対策重点区域」や「緊急時防護措置を準備する区域」には含まれていない。

しかしながら、隣県の茨城県に立地する東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が周囲に立地しており、平成23年(2011年)3月の東日本大震災に起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散においては、200km離れた本市周辺でも、大気中の放射線量の上昇や農作物の放射性物質の含有量の増加など、広域的に様々な形で影響が現れた。

また、医療機関等放射性同位元素使用施設における被爆事故や、核燃料物質の輸送中の事故等により、放射性物質が大気に拡散することも想定される。

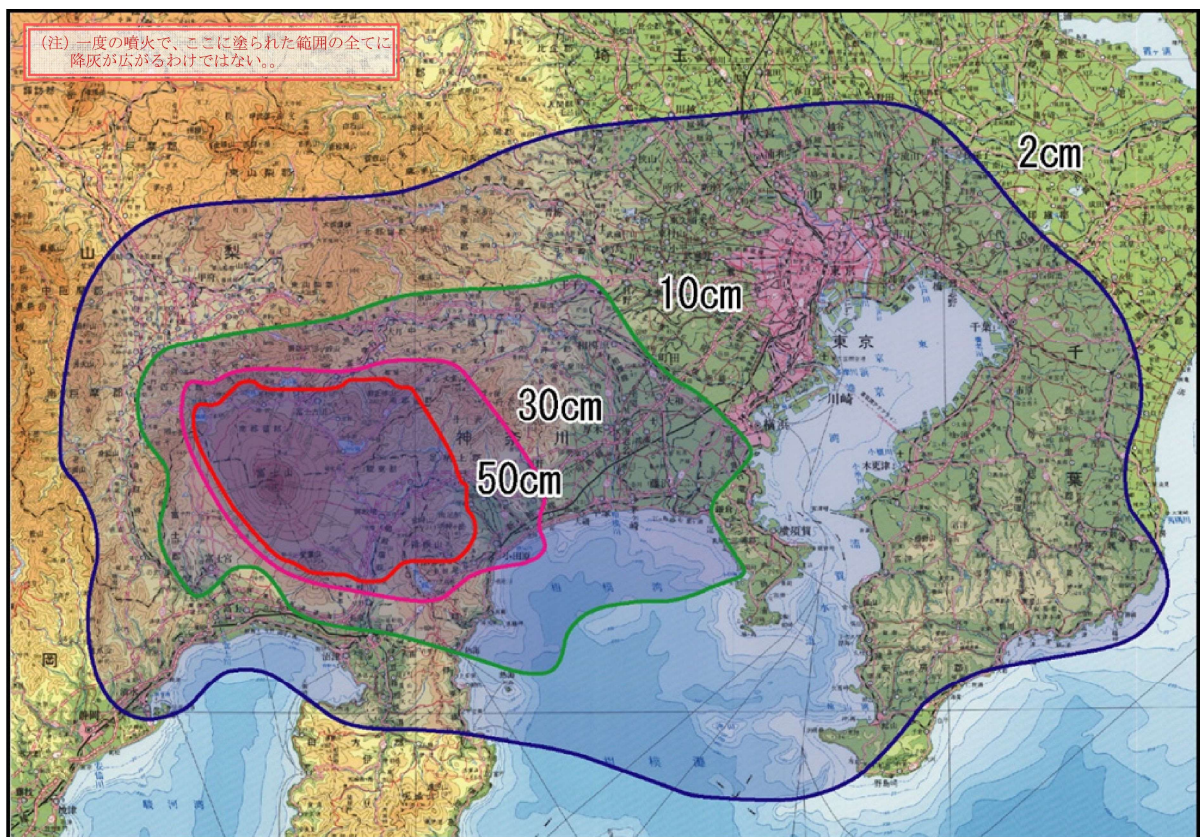
第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

6. 富士山噴火災害による被害想定

内閣府「富士山ハザードマップ検討委員会」報告書（平成16年（2004年）6月）によると、宝永大噴火（宝永4年（1707年））と同規模の噴火が起こった場合、火山灰が2cm以上降ると予想される地域は富士山麓だけでなく現在の東京都と神奈川県ほぼ全域・県南部・房総半島の南西側一帯に及ぶことが指摘されている。

※「富士山ハザードマップ（改訂版）検討委員会 報告書」は令和3年3月にも作成されているが、本報告書においては降灰に関するマップは更新されていないため、平成16年報告書の内容を記載。

また、富士山の大規模噴火による火山灰が首都圏に広範囲に降り積もる事態を想定し、内閣府が2025年3月に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を公表した。このガイドラインでは、国・自治体・住民・企業が取るべき行動や対策の指針を示している。



出典：「富士山ハザードマップ（改訂版）検討委員会報告書」（令和3年3月富士山火山防災対策協議会）
図 降灰の可能性マップ

7. その他の災害による被害想定

その他の災害には、危険物等災害、航空機事故災害、道路災害、雑踏災害、雪害、鉄道事故災害、ライフライン災害、農作物等災害、NBC（核・生物・化学物質）災害等などがあり、各災害に対する対応が求められている。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第3章 防災関係機関の業務大綱

第1節 地域防災組織

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関及び公共的団体は、本市における災害について、その本来の任務を遂行しつつ相互に協力し、防災対策を実施しなければならない。

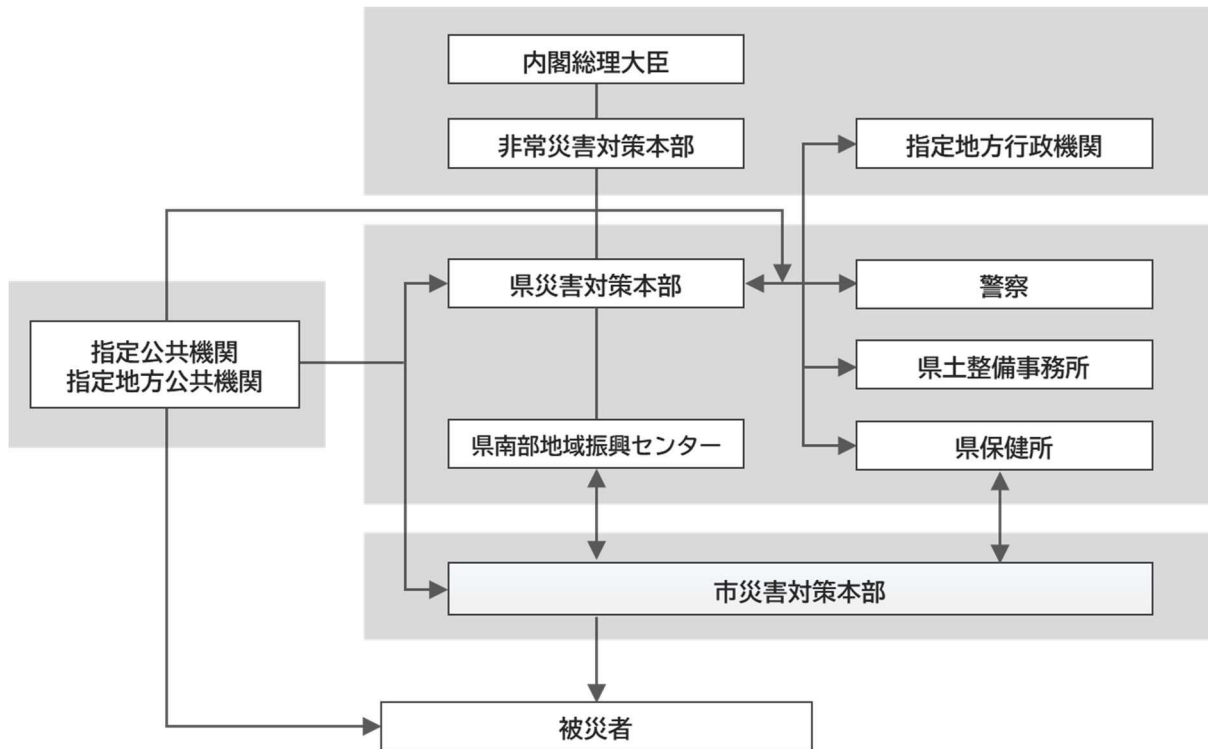


図 防災組織相関図

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第2節 防災関係機関の業務の大綱

ここでは、想定された災害に対し、対策・措置を行う防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱を示す。

1. 県の業務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有することとなっている。

表 県の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務の大綱
県	【災害予防対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備 ・ 防災に関する訓練の実施 ・ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 ・ 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検 ・ 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善
	【災害応急対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報の発令及び伝達並びに避難情報 ・ 消防、水防その他の応急措置 ・ 被災者の救難、救助その他の保護 ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 ・ 施設及び設備の応急復旧 ・ 清掃、防疫その他の保健衛生措置 ・ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地域における社会秩序の維持 ・ 緊急輸送の確保 ・ 前各号のほか、災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置
南部地域振興センターほか 県南部地域機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村情報連絡員との連絡調整 ・ 市町村の被害情報の把握及び整理 ・ 地域機関の被害情報の収集及び整理 ・ 市町村災害対策本部との連絡調整 ・ 地域機関が実施する災害応急対策の把握 ・ 防災拠点との連絡調整 ・ 防災関係機関との連絡調整 ・ 市町村災害対策活動の支援 ・ 市町村情報連絡員の支援

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

機関名	事務又は業務の大綱
さいたま 県土整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報及び水防警報の伝達 水防活動 土木関係被害の把握 道路応急対策 その他の応急対策 県管理排水機場(川口市操作委託を除く)、水門の操作 急傾斜地崩壊危険箇所などの周知
川口警察署 武南警察署	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、伝達及び広報 警告及び避難誘導 人命救助及び負傷者の救護 交通秩序の維持 犯罪の予防検挙 行方不明者の捜索、検視及び死体の調査 漂流物等の処理 その他治安維持に必要な措置
県立高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の安全確保、学校の保健衛生に関すること 本市の避難所に指定されている高等学校については、その運営等に関する こと

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

2. 市の業務

本市は、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方行政機関などが処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、その総合調整を行う。

本市が実施する業務は、概ね次のとおりである。

表 市の事務又は業務の大綱

区分	事務又は業務の大綱
災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 ・防災に関する組織の整備 ・防災に関する訓練及び調査・研究・教育並びに知識の普及 ・防災に関する物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 ・防災に関する施設及び設備の整備点検 ・市内の公共機関や企業・事業所、市民の自主防災組織等の指導育成 ・その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態の改善
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・警報の発令及び情報の伝達並びに避難情報 ・消防、水防その他の応急措置 ・被災者の救難、救助及びその他保護 ・災害を受けた児童及び生徒の応急教育 ・施設及び設備の応急復旧 ・清掃、防疫その他の保健衛生 ・犯罪の予防、交通の規制その他被災地域における社会秩序の維持 ・緊急輸送の確保 ・前各号のほか、災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置
災害復旧 ・復興対策	<ul style="list-style-type: none"> ・原形復旧を行いながら災害の再度の発生を未然に防止できるまちづくりを行う

3. 自衛隊の業務

自衛隊は災害派遣の準備及び災害派遣の実施に関して協力を行う。自衛隊の災害派遣準備及び災害派遣の実施のための事項は、次のとおりである。

表 自衛隊の事務又は業務の大綱

区分	事務又は業務の大綱
災害派遣の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 ・自衛隊災害派遣計画の作成 ・埼玉県地域防災計画に合致した防災訓練の実施
災害派遣の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救護又は応急復旧の実施 ・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第3節 指定地方行政機関等の役割

災害時における指定地方行政機関等の役割は次のとおりである。

表 指定地方行政機関等の役割

機関名	役割
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 指定地方行政機関は、本市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。 指定地方行政機関は、本市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。
指定公共機関及び指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。 指定公共機関及び指定地方公共機関は、本市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。
公共的団体及び防災上重要な施設	<ul style="list-style-type: none"> 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、本市その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

➤ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設については資料編参照

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第4章 市民等の役割

大規模な災害などによる甚大な被害の軽減を実現するためには、本市及び防災関係機関が総力を結集して防災対策を実施することになるが、こうした公助だけでは限界がある。

そのため、市民は、自らの手で自分や家族を守る「自助」による安全の確保を図る必要がある。

地域では、自主防災組織を中心に、支え合いによる「共助」の取組みを活性化させる必要がある。

事業所では、従業員の安全確保とともに、地域の防災活動に協力することが重要である。

第1節 市民の役割

市民は「自らの命や安全は自らが守る」（自助）という視点にたって、日ごろから防災についての正しい知識と行動力を身につけるとともに、食料の備蓄など自主的に災害に備える。

また、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努めなければならない。

表 市民の役割

区分	役割
災害発生前	<ul style="list-style-type: none"> 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認 食料、飲料水の備蓄、非常持出品の準備 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進 等
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の自主的な救助活動への参加・協力 本市、県が行う減災活動への協力 生活必需品等の不必要な購入・買い占めの抑制等への協力 等

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第2節 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した時、市民の被害を最小限にとどめるため、日頃から、地域の安全点検や市民への防災知識の普及・啓発、防災訓練など地震被害等に対する備えを行い、実際に災害が発生した際は、初期消火や被災者の救出、避難所の運営等の活動に努めなければならない。

表 自主防災組織の役割

区分	役割
災害発生前	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で必要な防災対策（備蓄品・防災用品の保管・管理）の実施 ・地域の安全確認 ・市民の防災啓発活動や避難訓練の実施 ・要配慮者の把握 等
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・救出・救護・消火活動 ・避難者の誘導及び救出救護の協力 ・要配慮者支援 ・避難所開設と開設当初の避難所運営 ・自宅避難者の取りまとめ ・市災害対策本部との連絡・調整 ・地域の防犯活動 等

第3節 事業所の役割

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、施設所内の従業員及び来訪者等の安全を確保し、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。

表 事業所の役割

区分	役割
災害発生前	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時行動マニュアルの作成 ・従業員、来訪者等が帰宅できない場合の食料・飲料水等の備蓄 ・防災訓練の実施 ・国、県、市との物資・役務の供給協定の締結（災害時に重要な役割を担う事業者）
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員及び来訪者の安全確保及び救護活動 ・二次災害の防止、経済活動の維持（事業継続等） ・従業員・来訪者等の一斉帰宅の抑制 ・市や地域が行う防災活動への協力

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第5章 減災目標

第1節 防災アセスメント調査における防災の考え方

防災アセスメント調査(令和4年度)は、本市で地震や風水害などの災害が発生した場合、想定される被害を調査したものである。

また、被害想定 of 未然防止、あるいは被害の軽減の観点から、災害にあらかじめ備える「減災」の考え方が重要との認識にたち、予防対策及び応急対策を検討・整理している。

1. 地震災害に対する課題と対応策

市内で震度6強の地震が発生した場合、約8,300棟の建物全壊が想定されており、建物被害による火災の発生や、交通機能障害などによる救助・避難活動の妨げなど、2次的な影響による被害の拡大も考えられる。したがって、市全体の被害を最小限に抑えるためには、建築物の倒壊防止が最も重要な課題の一つである。

地震発生時には、最大で約66件の炎上出火により、約35,000棟(全体の約21%)が焼失し、火災による死者数は約460人と想定されている。同時多発的な火災は消防力を分散させ、延焼のリスクが高まるため、建築物の倒壊被害軽減とともに、火災の発生と延焼の拡大を防止する取り組みが重要である。

多くの幹線道路では、液状化などによる被害が想定され、地震発生時には交通機能が麻痺し、物資輸送や救援・救助、避難、消火などの応急活動に支障が生じる可能性がある。また、生活環境に不可欠なライフライン機能も大きな被害が想定され、機能低下に伴い応急活動に影響を与える可能性がある。したがって、交通機能やライフライン機能の低下を防ぐためには、耐震性の確保などへの取り組みが必要である。

災害時には多くの市民が避難することを想定し、避難者を安全な場所に誘導し、避難後の生活の維持を円滑に行えるよう、逃げやすいまちを作る必要がある。

死傷者を最小限に抑えるためには、建築物の耐震化・不燃化を促進し、市民が所有する建物の安全対策を進めると同時に、オープンスペースの確保や建築物密集の解消を推進する必要がある。

幅の狭い道路が建物倒壊で閉塞され、緊急車両の通行や避難が困難になる地域では、道路空間の確保が必要で、特に狭隘な道路の解消が重要である。

各地域において避難や防災活動を円滑に行うためには、公園・緑地などの身近なオープンスペースを一次避難場所として整備し、新たな避難場所として確保する必要がある。

発災後、行政の支援が整うまでは、市民同士が協力し、被害軽減のための対策を自ら行う必要がある。災害に強い安全なまちづくりには、市民が主体的に防災活動や技術の習得を進め、地域防災コミュニティの形成や企業・ボランティアとの日ごろからの連携が重要である。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

表 地震災害に対する主要課題と対応策

課題		対応策
1. 市全体の防災対策 【都市全体レベル】	(1) 建築物の倒壊防止	① 液状化の防止 ② 土砂災害の防止 ③ 公共・公益施設等の耐震化 ④ 民間建築物の耐震化
	(2) 火災発生・延焼の拡大防止	① 民間建築物の不燃化 ② 危険物施設の安全性確保 ③ 延焼を遮断する空間の確保
	(3) 交通機能、ライフライン機能の低下を最小限にとどめる	① 交通インフラの安全確保 ② ライフライン施設の耐震化・液状化対策
	(4) 逃げやすいまちを実現する	① 安全な避難路の確保 ② 屋外落下物・転倒物の発生防止 ③ 安全な避難場所の確保
2. 身近な地区の防災対策 【地区レベル】		① 建築物の耐震化・不燃化 ② 避難・防災活動経路の確保 ③ 一時避難や防災活動拠点となるオープンスペースの確保 ④ 自助・共助による災害対応力強化

2. 風水害に対する主要課題と対応策

風水害における被害の主な要因は、河川の水が堤防からあふれる外水氾濫と、降水量が下水などの排出量を上回ったときに発生する内水氾濫がある。

本市における風水害被害は、主に内水氾濫によるものが多いことから、過去に冠水被害があった地域を中心とした排水機能の強化が必要である。

荒川の氾濫のような大規模な外水氾濫が発生する場合は、建物の2階まで水没するような浸水被害が予測されるため、浸水想定区域内の重要施設やライフライン施設及び医療機関などでは、平常時からの浸水対策が必要である。

風水害は他の災害と異なり、発災をある程度予測することができるため、発災前からの正確な情報伝達が人的被害を軽減する鍵となる。そのため、平常時から知識の普及や緊急時の情報伝達体制整備が風水害における重要な課題の一つである。

最大で市全域の約73%の建物が浸水被害の可能性があり、避難場所の収容能力不足が想定されるため、民間事業者や大規模商業施設と連携し、一時的な避難所を拡充する必要がある。また、避難時には洪水状況や避難路の浸水状況に応じて、適切な避難の時期や方法を検討し、近隣市区との連携を強化することが重要である。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

表 風水害に対する主要課題と対応策

課題	対応策
1. 排水機能の強化	① 排水施設整備の推進 ② 冠水実績箇所の整備 ③ 雨水浸透機能の確保
2. 重要施設の浸水対策の推進	① 電気設備の浸水対策
3. 情報を迅速に周知する	① 洪水ハザードマップの周知徹底 ② 避難指示等の情報伝達システムの確立
4. 安全かつ円滑な避難を実現する	① 避難方法の充実 ② 地下空間の浸水対策

第1部
総則

3. 各災害に共通する主要課題と対応策

大規模な災害に対しては、災害対策の主体である本市の対応力の強化が不可欠であるが、行政による対応策だけでは限界がある。

東日本大震災では関東地方内陸部も長期的な影響を受け、即応力の強化や被災者対応及び地域防災力の向上が重要とされたことから、大規模災害時には、行政のみならず市民や事業者も「自らの命や安全は自らが守る」という意識を持ち、自助と共助による災害被害軽減の取り組みを実践するための組織整備と意識の向上が不可欠である。

第2部
災害予防編

第3部
災害応急対策編

表 各災害に共通する主要課題と対応策

課題	対応策
1. 過去の災害の教訓を活かした防災対策	① 防災体制の充実 ② 災害対応業務の標準化 ③ 備蓄計画の充実 ④ 避難所の設置・運営 ⑤ 帰宅困難者の対策 ⑥ 資源の制約に対する備えの強化 ⑦ 他自治体との連携 ⑧ 情報伝達手段の多様化
2. 自助・共助の向上支援	① 防災意識・知識の向上 ② 防災組織の育成・強化 ③ 要配慮者の避難支援対策

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

第2節 減災目標

地震や風水害による大規模災害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、平常時において、本市や関係機関及び市民・自主防災組織・事業所などが、被害の発生に備えた予防対策及び被害軽減対策を図ることが重要である。

大規模な災害に対応するために、国は被害想定に基づく人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的な減災目標を定めるとともに、その減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成された防災戦略を策定している。これを受け、県では主に地震に対する減災目標を設定し、具体的な目標及び取組を掲げている。

本市においても、「自助・共助・公助の連携により、誰もが安全に暮らせる防災のまちづくり」を基本概念とし、県の減災目標及び川口市総合計画の「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」における目標指標に沿って、減災目標と具体的な実施項目を挙げ、想定される災害による被害の発生予防及び軽減に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

表 減災目標と実施項目

	減災目標	具体的な実施項目
地震被害	1. 人的被害の軽減	① 住宅及び建築物等の耐震化の推進 ② 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
	2. 火災被害の軽減	① 住宅及び建築物等の不燃化 ② 防火対策の強化及び感震ブレーカーの普及促進 ③ 防火水槽の整備及び消防水利の確保 ④ 初期消火力の強化
風水害	1. 人的被害の回避・軽減	① 迅速な避難行動の普及・啓発の推進 ② 災害情報提供体制の強化
	2. 浸水被害の防止	① 重要施設の電源設備等の浸水対策の推進 ② 貯留施設・調整池等の整備による浸水対策の推進 ③ 住宅及び建築物等の浸水対策の推進
各災害共通	1. 要配慮者の被害の軽減	① 地域防災力の向上による包括的な支援体制の強化 ② 避難確保計画の作成支援と訓練支援体制の強化 ③ 避難行動要支援者に対する支援体制の強化 ④ 個別避難計画の作成支援と訓練支援体制の強化
	2. 自助による減災	① 防災講座等による防災意識の醸成 ② 防災啓発活動の推進
	3. 防災組織の育成強化による減災	① マンション自主防災組織の結成推進と育成支援体制の強化 ② 自主防災組織（町会・自治会）の育成支援、防災訓練支援体制の強化 ③ 自主防災組織の地域コミュニティによる地域防災力の強化
	4. 災害関連死の抑制にも資する避難生活の環境改善	① 避難施設等の計画的な整備の促進 ② 要配慮者に対する避難及び避難生活の支援 ③ 避難所・在宅避難者に対する公衆衛生・保健管理等に関する支援体制の構築 ④ 要配慮者、LGBTQ、外国人等の視点を踏まえた対策 ⑤ 生活再建支援の体制の構築
	5. 危機管理体制の強化	① 庁内における危機管理体制の強化と運用 ② DX を活用した災害対応の推進 ③ 業務標準化による応援・受援体制の構築 ④ 業務継続に必要な施設整備の推進 ⑤ 情報インフラの耐震化及び多重化の促進

第1部 総則

第2部 災害予防編

第3部 災害応急対策編

第4部 災害復旧・復興編

第5部 その他対策編